○国土交通省告示第七百二号

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第五十九号）附則第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音響記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備しなくてよい期間を指定する告示を次のように定める。

平成三十年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音響記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備することが困難であるもの並びに当該航空機が同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備しなくてよい期間を指定する告示

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備することが困難であるものは次の各号に定める航空機とし、当該航空機が装備しなくてよい装置及び当該装置を装備しなくてよい期間はそれぞれ当該各号に定める装置及び期間とする。

一　セスナ式五六〇型航空機（航空法施行規則第百四十九条第一項の表に規定するタイプＩＡの飛行記録装置が記録しなければならない事項のうち接地状況及び各脚の接地感知装置の作動状況、航法データ（偏流角、風速、風向並びに緯度及び経度）、対地速度、電波高度、偏揺れ角又は横滑り角、迎え角、発動機推力の指令、発動機推力の目標、発動機のブリードバルブの位置、発動機の追加パラメータ、脚操作装置の選択位置及び脚の位置、偏揺れトリム装置の変位量、横揺れトリム装置の変位量、縦のトリム装置操作装置の操作量、横揺れトリム装置操作装置の操作量、偏揺れトリム装置操作装置の操作量、除氷系統又は防氷系統の選択位置、各油圧システムの油圧、燃料の量、直流電源バスの状況、方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量、マーカービーコンの通過、各航法装置の選択周波数、対地接近警報装置の作動状況、油圧システム及び空気圧システムの低圧警報装置の作動状況、コンピュータの故障、航空機衝突防止装置の作動状況、各発動機の過熱警報装置の作動状況、各発動機の過回転警報装置の作動状況、失速防止装置、スティックシェイカー及びプッシャーの作動状況、操縦輪、操縦桿及び方向舵ペダルの操作力、グライドパスからの偏移量、コースラインからの偏移量、機上ＤＭＥ装置の指示量、主航法システム並びに左右のブレーキの圧力及びペダルの位置以外の事項について記録することができる飛行記録装置を装備し、及び作動させているものに限る。）　航空法施行規則第百四十九条第一項の表に規定するタイプＩＡの飛行記録装置　当分の間

二　ドルニエ式Ｄｏｒｎｉｅｒ二二八―二一二型航空機（航空法施行規則第百四十九条第一項の表に規定するタイプＩＡの飛行記録装置が記録しなければならない事項のうち接地状況及び各脚の接地感知装置の作動状況、航法データ（偏流角、風速、風向並びに緯度及び経度）、対地速度、電波高度、偏揺れ角又は横滑り角、各発動機の出力又は推力、発動機の追加パラメータ、脚操作装置の選択位置及び脚の位置、偏揺れトリム装置の変位量、横揺れトリム装置の変位量、縦のトリム装置操作装置の操作量、横揺れトリム装置操作装置の操作量、除氷系統又は防氷系統の選択位置、各油圧システムの油圧、燃料の量、直流電源バスの状況、警報、方向舵ペダルの操作量又は方向舵の変位量、操縦桿の操作量又は昇降舵の変位量及び操縦輪の操作量又は補助翼の変位量、マーカービーコンの通過、各航法装置の選択周波数、自動操縦装置、発動機の出力又は推力の自動調整装置及び自動飛行制御装置の作動状況及び作動モード、気圧校正値、選択された高度、選択された機首方位、対地接近警報装置の作動状況、航空機衝突防止装置の作動状況、各発動機の滑油の低圧警報装置の作動状況、失速防止装置、スティックシェイカー及びプッシャーの作動状況、グライドパスからの偏移量、コースラインからの偏移量、機上ＤＭＥ装置の指示量、主航法システム並びに左右のブレーキの圧力及びペダルの位置以外の事項について記録することができる飛行記録装置を装備し、及び作動させているものに限る。）　航空法施行規則第百四十九条第一項の表に規定するタイプＩＡの飛行記録装置　当分の間

○国土交通省告示第七百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
東関東自動車道水戸線	三郷市高州四丁目八一番一から同市高州四丁目七九番六まで	前	最小 二三	一、四一九
		後	最大 二八 最小 二三	
	東京都葛飾区東金町八丁目四七五〇番から同都葛飾区東金町七丁目一〇六番まで	前	最大 二三 最小 二三	九〇八
		後	最大 二八 最小 二三	
	松戸市小山字堤際三七二番から同市三矢小台一丁目八番三まで	前	最大 四六 最小 二三	二、〇四二
		後	最大 五三 最小 二三	
	市川市北国分一丁目二四五一番三から同市下妙典一一四五番まで	前	最大 八六 最小 一八	一〇、一六三
		後	最大 二二五 最小 一一	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年六月一日から施行する。

（航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備することが困難であるもの並びに当該航空機が同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備しなくてよい期間を指定する告示の廃止）

2　航空法施行規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備することが困難であるもの並びに当該航空機が同項に規定する飛行記録装置又は操縦室用音声記録装置を装備しなくてよい期間を指定する告示（平成十四年国土交通省告示第千八十四号）は、廃止する。